

平成23年(2011年)10月25日



# 埼玉県報

第 2 3 3 3 号  
平成23年10月25日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [指定猟法禁止区域の指定\(自然環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [備前渠用水路土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [庄内古川悪水路土地改良区の解散認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県立川の博物館アドベンチャーシアター展示改修業務委託に関する落札者等の公示\(生涯学習文化財課\)](#)
- [カーロケータシステム指令台装置の賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人カメラデーデン
- 三 代表者の氏名  
本吉谷 了介
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県越谷市千間台西三丁目三番地パークタウン七 三百三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、車いすなど福祉用具の開発・製造・改造・修理・販売、福祉用具の貸与、障がい者・高齢者等の自立生活支援および災害被災地の支援をとおして、地域社会の発展に貢献するとともに、企業・市民・行政との連携・協業によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年十月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほつとポット

三 代表者の氏名

宮 澤 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市岩槻区太田一丁目二番十四号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、生活困窮者・野宿生活者等が個々に応じた自立生活を営めるよう、社会福祉士等による相談支援を提供すると共に、貧困問題とその支援を広く啓発・啓蒙し、貧困問題解消に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は人権尊重と社会正義の理念に基づき、生活に困窮する人びとに対する社会福祉士等による専門的相談・支援活動を通して、貧困問題を根絶することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十三年埼玉県告示第千六百十九号（鳥獣保護区の更新について）に係る東入間鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

東入間鳥獣保護区

二 区域

平成九年埼玉県告示第千四百七十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

# 告示

埼玉県告示第千二百三十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十三年埼玉県告示第千六百二十号（鳥獣保護区の更新について）に係る野上鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

野上鳥獣保護区

## 二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百八十三号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 保護に関する指針

### イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

森林鳥獣生息地の保護

# 告示

埼玉県告示第千二百三十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十三年埼玉県告示第千六百十八号（鳥獣保護区の更新について）に係る白石山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

白石山鳥獣保護区

## 二 区域

平成十三年埼玉県告示第千六百十八号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 保護に関する指針

### イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

森林鳥獣生息地の保護

# 告示

埼玉県告示第千二百三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十三年埼玉県告示第千六百二十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る秋平鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

秋平鳥獣保護区

二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百八十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

森林鳥獣生息地の保護

# 告示

埼玉県告示第千二百三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十三年埼玉県告示第千六百二十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る小川げんきプラザ鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

小川げんきプラザ鳥獣保護区

## 二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百八十二号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 保護に関する指針

### イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

森林鳥獣生息地の保護



# 告示

埼玉県告示第千二百三十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、平成十三年埼玉県告示第千六百十五号（鳥獣保護区の更新について）に係る児玉白楊高等学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

児玉白楊高等学校鳥獣保護区

## 二 区域

平成十三年埼玉県告示第千六百十五号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 保護に関する指針

### イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

### ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

比企東部特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

吉見町大字中曾根地内の比企北部特定猟具使用禁止区域（銃）と北荒川緑地公園特定猟具使用禁止区域（銃）との交点を起点とし、同地点から北荒川緑地公園特定猟具使用禁止区域（銃）に沿って南東のち南に進み、荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）との交点に至り、同地点から荒川右岸の堤防に沿って南東のち南に進み、川島町との境界に至り、同地点から同境界線に沿って西に進み、市野川特定猟具使用禁止区域（銃）との交点に至り、同地点から同特定猟具使用禁止区域（銃）に沿って進み、比企北部特定猟具使用禁止区域（銃）との交点に至り、同地点から同特定猟具使用禁止区域（銃）に沿って進み、起点に至る線に囲まれた区域から、平成十九年十月三十日付け埼玉県告示第千五百七十一号で告示した比企北部特定猟具使用禁止区域（銃）を除く区域（千五百五十九・四へクタール）

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

熊谷特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

熊谷市（「大字」削除）代地内における一般国道十七号バイパスと一般国道四百七号との交点を起点とし、同地点から一般国道四百七号に沿って北に進み、熊谷市道二万三百九十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、熊谷市道二万四百七十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一般県道太田熊谷線と熊谷市道二万四百七十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、主要地方道熊谷館林線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、一般県道上中条斉条線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、熊谷市と北埼玉郡南河原村（旧）の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、熊谷市道三万百八十三号線との接点を経て、同境界と行田市の境界の接点に至り、同地点から熊谷市と行田市の境界に沿って西に進み、一般国道百二十五号バイパスを経て南に進み、一般国道十七号バイパスを経て熊谷市道六万百二十二号線との接点に至り、同地点から熊谷市と行田市の境界に沿って南に進み、秩父鉄道との交点を経て南東に進み、JR上越新幹線との交点を経て南西に進み、熊谷市道六万四千四十一号線との接点を経て東に進み、JR高崎線との交点を経て南に進み、熊谷市と行田市と鴻巣市の境界との接点に至り、同地点から熊谷市と鴻巣市の境界に沿って南東のち南西に進み、熊谷市久下三千八百三十六の一番地先の一級河川荒川左岸の河川境界付近に設置されている堤防表法先との交点に至り、同地点から同表法先に沿って北西に進み、一般県道青山熊谷線（新）との交点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、一級河川荒川左岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北西に進み、一般県道青山熊谷線（旧）との接点に至り、同地点から同県道に沿って北に進み、一級河川荒川左岸河川境界との交点に至り、同左岸河川境界に沿って北西に進み、一般国道四百七号との交点を経て、さらに同左岸河川境界に沿って西に進み、一般県道武蔵丘陵森林公園広瀬線との交点を経て、さらに同左岸河川境界に沿って西に進み、主要地方道深谷東松山線（押し切

橋)との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、一級河川荒川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って東に進み、一般県道武蔵丘陵森林公園広瀬線との交点を経て、さらに同右岸河川境界に沿って東に進み、一般国道四百七号との交点を経て、さらに同右岸河川境界に沿って東に進み、熊谷市村岡二千二百四十五番地の一先の一級河川荒川右岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北のち西のち北東に進み、熊谷市と旧大里郡大里町との境界を経て、さらに同管理用道路に沿って南東に進み、一般県道青山熊谷線(旧)との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東のち南に進み、熊谷市道大里三百四十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、熊谷市道大里百三十一号線の延長戦の北東に至り、同地点から同市道百三十一号線に向かって進み、同市道に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、熊谷市道大里五十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、熊谷市道大里四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、熊谷市道大里五十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、熊谷市道大里五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般国道四百七号との接点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、一級河川和田川との交点に至り、同地点から同川に沿って南西に進み、熊谷市(旧)と大里郡江南町(旧)と比企郡滑川町の境界との接点に至り、同地点から熊谷市と比企郡滑川町の境界に沿って西に進み、一級河川和田川に架かる高根橋との交点を経て南西に進み、主要地方道深谷東松山線との接点を経て北西に進み、熊谷市と比企郡滑川町と同郡嵐山町の境界との接点を経て、熊谷市と比企郡嵐山町の境界に沿って北西に進み、熊谷市と深谷市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、主要地方道熊谷寄居線との交点を経て、北に進み、熊谷市(旧)と大里郡江南町(旧)と深谷市の境界との接点に至り、同地点から熊谷市と深谷市の境界に沿って北に進み、秩父鉄道との接点を経て東に進み、一般国道百四十号との交点に至り、同地点から熊谷市と深谷市の境界に沿って北西に進み、一般国道百四十号バイパスとの交点を経て北に進み、主要地方道熊谷児玉線との接点に至り、同地点から同地方道に沿って南西に進み、熊谷市道四万九百九十一号線との接点に至り、同地点から熊谷市と深谷市の境界に沿って北西に進み、熊谷市(旧)と深谷市(旧)と大里郡川本町(旧)の境界との接点に至り、同地点から熊谷市と深谷市の境界に沿って北西に進み、熊谷市道四万百八十三号線との接点を経て北東に進み、熊谷市道四万百八十八号線との接点を経て北東に進み、熊

谷市道百二十八号線との接点を経て北西に進み、熊谷市道四万九十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、熊谷市と深谷市の境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、熊谷市道四万四十一号線との接点を経て南東に進み、熊谷市道四万三十一号線との接点を経て北東に進み、<sup>三</sup>高崎線を経て北西に進み、熊谷市道四万一号線との接点を経て北東に進み、一般県道原郷熊谷線との接点を経て南東に進み、一般国道十七号バイパスとの交点を経て北に進み、一級河川福川との接点を経て東に進み、熊谷市(旧)と深谷市と大里郡妻沼町(旧)の境界との接点に至り、同地点から熊谷市(旧)と大里郡妻沼町(旧)の境界に沿って東に進み、一般県道新堀尾島線との接点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、同県道と一級河川福川左岸の管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南東に進み、同管理用道路と上空の東京電力送電線との交点に至り、同地点から同送電線に沿って南に進み、同送電線と一級河川福川右岸の管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北東に進み、同管理用道路と熊谷市道一万七十七号線との接点に至り、同地点から同市道一万七十七号線に沿って南に進み、同市道一万七十七号線と同市道一万九十二号線との接点に至り、同市道一万九十二号線に沿って南南東に進み、熊谷市(「大字」削除)西別府地内において同市道一万九十二号線と別府沼落し水路右岸との接点に至り、同地点から同水路右岸に沿って南西に進み、同水路右岸と一般国道十七号バイパスとの交点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域から、平成十五年十月三十一日埼玉県告示第二千二百二十一号で告示した荒川大麻生鳥獣保護区の区域及び平成十七年十月二十八日埼玉県告示第二千七号で告示した立正大学・文殊寺鳥獣保護区の区域を除いた区域(面積八千九百三十三・九ヘクタール)

### 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

黒浜特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

南埼玉郡白岡町大字篠津地内において、主要地方道さいたま栗橋線と黒沼用水との交点を起点とし、同用水に沿って南東に進み、ＪＲ東北新幹線との交点を経て主要地方道春日部菖蒲線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って東に進み、ＪＲ東北本線との交点を経て東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って南に進み、南埼玉郡白岡町と蓮田市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、南埼玉郡白岡町とさいたま市と蓮田市の境界との交点に至り、同地点からさいたま市と蓮田市の境界に沿って南東に進み、一般県道蓮田杉戸線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、蓮田市道千四百九十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、蓮田市道二十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、蓮田市道千五百九十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一般県道蓮田杉戸線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一級河川元荒川との交点を経て蓮田市道二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、蓮田市道八百五十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、蓮田市道八百四十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、蓮田市道八百五十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、蓮田市道八百六十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、東北自動車道との交点を経て蓮田市道四十号線と同市道千九百十号線との交点に至り、同地点から同市道四十号線に沿って南に進み、蓮田市とさいたま市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、蓮田市と上尾市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、蓮田市と北足立郡伊奈町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、蓮田市道六百五十四号線との交点

に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、蓮田市道六百二十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、蓮田市道五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般国道百二十一号との接点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、蓮田市と南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、白岡町道二千百五十六号線と同町道二千百四十一号線の交点の真南に至り、同地点から白岡町道二千百五十六号線へ向かって北に進み、白岡町道二千百五十六号線に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、白岡町道百十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、白岡町道二千百八十七号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、さらに同町道に沿って西に進み、白岡町道二千百八十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、白岡町道二千百二十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、白岡町道二千百二十三号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、白岡町道二千百二十三号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、白岡町道二百十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、白岡町道二千百九十一号線との接点に至り、同地点から同町道二千百九十一号線に沿って北東に進み、南埼玉郡白岡町と久喜市の境界に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、南埼玉郡白岡町大字野牛地内において、東北自動車道と白岡町道二百三十号線との交点を起点とし、同地点から同町道に沿って北東に進み、ＪＲ東北本線との交点を経て久喜市と南埼玉郡白岡町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、白岡町道七千二十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、白岡町道七千四百十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、白岡町道七千四百二十九号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、白岡町道七千七十七号線を経て白岡町道七千四百三十八号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、白岡町道七千四百七十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、白岡町道七千八十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、白岡町道七千四百七十一号線を経て同町道百二十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、白岡町道二百十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、一級河川姫宮堀川との交点に至り、同地点から同川に沿って北西に進み、白岡町道百二十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、東北自動車道との交点に至り、同地

点から同自動車道に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域（面積二千四百八十七・四ヘクタール）

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器



# 告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

北荒川緑地公園特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

比企郡吉見町大字今泉地内における県道今泉・東松山線と文覚排水路右岸との交点を起点とし、同地点から文覚排水路右岸に沿って北西に進み、比企郡吉見町と熊谷市との境界との交点に至り、同地点を右折して比企郡吉見町と熊谷市との境界に沿って北東に進み、一級河川和田吉野川との交点を経て更に北東に進み、一級河川荒川右岸に至り、同地点を右折して一級河川荒川右岸に沿って南東に進み、一級河川和田吉野川との接点を経て更に南東に進み、比企郡吉見町と鴻巣市との境界との交点に至り、同地点を右折して比企郡吉見町と鴻巣市との境界に沿って南に進み、県道東松山・鴻巣線との交点に至り、同地点を右折して県道東松山・鴻巣線に沿って西に進み、比企郡吉見町と鴻巣市との境界の交点に至り、同地点から同境界を南に進み、吉見町道五千七号線と鴻巣市との境界との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、吉見町道百五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、吉見町道五千四号線との交点に至り、同地点を直進し、吉見町道五千五百五十号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、県道東松山・鴻巣線との交点に至り、同地点を左折して県道東松山・鴻巣線に沿って西に進み、文覚排水路右岸との交点に至り、同地点を右折して文覚排水路右岸に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（三百九十九・一ヘクタール）

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

久喜・幸手特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

久喜市久喜東四丁目地内において、久喜市と南埼玉郡宮代町の境界と久喜市道久喜二百四十二号線との交点を起点とし、同地点から久喜市と南埼玉郡宮代町の境界に沿って南東に進み、久喜市と南埼玉郡宮代町と南埼玉郡白岡町の境界に至り、同地点から久喜市と南埼玉郡白岡町の境界に沿って北西に進み、久喜市除堀と久喜市菖蒲町河原井と南埼玉郡白岡町の境界に至り、同地点から久喜市除堀と久喜市菖蒲町河原井の境界に沿って北西に進み、久喜市除堀と久喜市菖蒲町河原井と久喜市菖蒲町台の境界に至り、同地点から久喜市菖蒲町台の境界に沿って北西に進み、一級河川庄兵衛堀川との交点に至り、同河川に沿って南東に進み、久喜市道久喜二百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、県道下早見・菖蒲線との交点に至り、同地点を直進し、久喜市道久喜三千五十一号線を経て久喜市道久喜三千四十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道久喜三千三百六十五号線を経て一級河川備前堀川との交点に至り、同河川に沿って北西に進み、久喜市道久喜千二百一十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道久喜千二百一十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道久喜千二百五十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道千百十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一級河川備前堀川との交点に至り、同河川に沿って北東に沿って進み、久喜市道久喜千四百五十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道久喜千四百五十三号線・久喜市道久喜千四百五十二号線・久喜市道久喜千二百七十七号線を経て、久喜市道久喜二十二号線に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一級河川備前堀川との交点に至り、同河川に沿って南東に進み、久喜市道久喜九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町三箇と久喜市菖蒲町台との境界に至り、同地点から久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町三箇の境界に沿って北西に進み、久喜市北中曾根

と久喜市菖蒲町三箇と久喜市菖蒲町菖蒲との境界に至り、同地点から久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町菖蒲との境界に沿って北西に進み、久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町菖蒲との境界に沿って北西に進み、久喜市北中曾根と久喜市菖蒲町菖蒲と加須市の境界に至り、同地点から久喜市と加須市との境界に沿って北西に進み、久喜市六万部と久喜市中妻と加須市の境界に至り、同地点から久喜市六万部と久喜市中妻の境界に沿って南東に進み、久喜市上清久と久喜市中妻の境界、久喜市下清久と久喜市久本寺の境界を経て久喜市下清久と久喜市久本寺と久喜市上早見との境界に至り、同地点から久喜市上早見と久喜市久本寺との境界に沿って東に進み、久喜市久喜本と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜新と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜本と久喜市久本寺との境界、久喜市久喜本と久喜市久喜上内との境界、久喜市野久喜と久喜市上内との境界、久喜市古久喜と久喜市上内との境界を経て、一級河川青毛堀川との交点に至り、同地点から同河川に沿って南東に進み、東大鏡橋に至り、同地点から久喜市野久喜と久喜市鷲宮との境界に沿って北東に進み、久喜市古久喜と久喜市鷲宮との境界を経て、久喜市古久喜と久喜市鷲宮と久喜市西大輪との境界に至り、同地点から久喜市古久喜と久喜市西大輪との境界に沿って南東に進み、久喜市野久喜及び古久喜と久喜市西大輪との境界、久喜市野久喜と久喜市西大輪との境界、久喜市青毛と久喜市西大輪との境界を経て、葛西用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北東に進み、幸手市中五丁目において幸手市道三百九十一号線に沿って東に進み、幸手市道三百八十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、幸手市道三百九十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、幸手市道四百三十三号線を経て、幸手市道二百八十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、さらに同市道に沿って北に進み、幸手市道七百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、幸手市道七百四十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、幸手市道七百三十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道七百十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市と北葛飾郡鷲宮町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、幸手市香日向三丁目の千塚西公園に沿って東に進み、幸手市道七百七十三号線を経て東に進み、幸手市道二二二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道七百六十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道七百七十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道七百六十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一般県道加須幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、幸手市と北葛飾郡鷲宮町

の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、さらに同境界に沿って北東に進み、幸手市道二一四号線、幸手市道二百八号線、幸手市道百七号線、幸手市道百六号線及び幸手市道百五号線を経て、幸手市道千五十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道千五十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、幸手市道千五十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千八百六十六号線を経て幸手市道千七十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道千八十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、幸手市道千七十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道千七十六号線を経て権現堂川用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北西に進み、幸手市道千八十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、一般国道四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、幸手市道千九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千九十二号線との交点に至り、同市道に沿って南に進み、幸手市道千六百六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、幸手市道千六百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、幸手市道千六百五十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、幸手市道千八百九十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、一般県道並塚幸手線との交点に至り、同県道に沿って南東に進み、幸手市道千九百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、幸手市と北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、一般国道四号線との交点に至り、同地点から同境界に沿って東南に進み、さらに同境界に沿って北西に進み、主要地方道岩槻幸手線との接点に至り、同地点から同地方道を南に進み、南埼玉郡宮代町と北葛飾郡杉戸町の境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、宮代町道千三百九十六号線との交点に至り、同町道に沿って南西に進み、宮代町道六百六十九号線を経て宮代町道六百七十六号線との交点に至り、同町道に沿って西に進み、宮代町道七十号線に入り、同町道に沿って北西に進み、宮代町道六百五十五号線に入り、同町道に沿って北西に進み、久喜市と南埼玉郡宮代町の境界の交点に至り、同境界に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域（三千二百六十三・一ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類



# 告示

埼玉県告示第千二百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

井沼特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

蓮田市大字根金地内において、一般国道百二十二号線と県道上尾久喜線との交点を起点とし、同地点から同国道に沿って南に進み、蓮田市道五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、蓮田市道六百二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、見沼代用水との交点に至り、同地点から同用水に沿って北に進み、蓮田市と南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、一般国道百二十二号線との交点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域（面積三百三十六・三ヘクタール）

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

菖蒲特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

久喜市菖蒲町菖蒲地内において、県道北根・菖蒲線と久喜市道菖蒲九号線との交点を起点とし、久喜市道菖蒲九号線に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、国道百二十二号線との交点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲五十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、国道百二十二号線バイパスに至り、同地点から同国道に沿って北西に進み、加須市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千百三十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千百三十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千百二十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、久喜市道菖蒲千八百十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲千二百二十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、加須市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲五十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲千百六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千百十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲千百十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千二百一十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千二百一十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、久喜市道菖蒲千二百七十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千二百七十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千二百七十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千二百七十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市北中曽根との境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、

久喜市道菖蒲千七百八十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千五百十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千八百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲六十号線を直進し、久喜市道菖蒲五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千四百八十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千四百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千四百五十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千四百五十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲千七百八十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千四百二十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千四百二十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百六十二号線から延長した直線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、一級河川星川に至り、同地点から同河川に沿って西に進み、主要地方道さいたま・菖蒲線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百二十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百二十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、見沼代用水路に至り、同地点から同水路に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二十三号線を東に延長した線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、附廻堀に至り、同地点から同堀に沿って北に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十二号線との接点に至り、同地点から同堀に沿って北に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十五号線との交点に至り、同地点から同堀を西に進み、主要地方道川越・栗橋線を直進し、久喜市道菖蒲五十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、県道北根・菖蒲線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。(面積四百四十四・〇ヘクタ



三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

児玉特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

本庄市児玉町児玉地内において、一般国道二百五十四号と本庄市道一級四号線との交点を起点とし、同地点から同市道一級四号線に沿って南西のち北西に進み、同市道二 千二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、同市道二 千二十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一般国道四百六十二号との交点に至り、同地点から同国道に沿って東に進み、同市道一級四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、同市道二 千二百八十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、同市道二 二百十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、同市道二 二百三十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、本庄市と神川町の境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、本庄市道一 四百五十四号との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、同市道一 四百五十五号との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、同市道五 五十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一般国道 二百五十四号との交点に至り、同地点から同国道に沿って同国道バイパスを経由して起点に至る線で囲まれた区域。（三百四十六・六ヘクタール）

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

小林特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

久喜市菖蒲町小林地内において、久喜市道菖蒲二千七百四十七号線を延長した直線と久喜市道菖蒲二千二百五十三号線との交点を起点とし、同地点から久喜市道菖蒲二千二百五十三号線に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲五十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、附廻堀との交点に至り、同地点から同堀を東に進み、主要地方道川越・栗橋線を直進し、同堀を東に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十五号線との交点に至り、同地点から同堀を南に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十二号線との接点に至り、同地点から同堀に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道を延長した線と見沼代用水路との交点に至り、同地点から同用水路を北東に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲十一号線を直進し、久喜市道菖蒲千七百四十五号線の接点に至り、同地点から同市道を南東に進み、久喜市菖蒲町柴山枝郷と南埼玉郡白岡町大字柴山の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、見沼代用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って南に進み、一級河川隼人堀川との交点に至り、同地点から同河川に沿って西に進み、久喜市菖蒲町柴山枝郷と南埼玉郡白岡町大字柴山の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、さらに同境界に沿って南西に進み、さらに同境界に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖

蒲二千七百四十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、首都圏中央連絡自動車道（都市計画決定路線）との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って東に進み、久喜市道菖蒲二千三百四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百一十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道下石戸上・菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千四百号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、主要地方道川越・栗橋線との接点に至り、同地点から同地方道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千三百九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千三百四十九号線を経由して、県道笠原・菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千三百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一級河川野通川を越え、久喜市道菖蒲二千二百五十三号線の起点に至る線で囲まれた区域。（面積四百四・八ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

白岡第二特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

南埼玉郡白岡町大字寺塚地内において、東北自動車道と主要県道春日部菖蒲線との交点を起点とし、同地点から同県道に沿って南東に進み、白岡町道七千五百五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、白岡町道七千二百二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、白岡町道七千二百十六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、白岡町道七千二百二十号線及び白岡町道七千二百三十一号線を経由して一級河川姫宮落川との交点に至り、同地点から同河川に沿って南東に進み、主要地方道さいたま幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、白岡町道百五号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、白岡町道百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、白岡町道九千四百二十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南西に進み、白岡町道二百十三号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南東に進み、白岡町道百四号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、主要地方道さいたま幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、南埼玉郡白岡町とさいたま市との境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西へ進み、南埼玉郡白岡町とさいたま市と蓮田市との境界との交点に至り、同地点から南埼玉郡白岡町と蓮田市との境界に沿って西へ進み、東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（五百一ヘクタール）

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

三箇特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

久喜市菖蒲町三箇地内において、主要地方道さいたま・菖蒲線と一級河川星川との交点を起点とし、同地点から同河川に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百六十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一般国道百二十二号との交点に至り、同地点を直進し、久喜市道菖蒲千四百二十六号線に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千四百二十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲千七百八十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、久喜市道菖蒲千四百五十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千四百二十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲千四百八十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲六十号線を直進し、久喜市道菖蒲千八百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千五百十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市菖蒲町三箇と久喜市北中曽根の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、久喜市菖蒲町三箇と久喜市清久町の境界に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千五百四十三号線を延長した直線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道下早見菖蒲線との交点に至り、同地点から同県道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、一級河川庄兵衛堀川との交点に至り、同地点から同河川に

沿って南東に進み、久喜市菖蒲町台と久喜市江面の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲四号線との交点に至り、同地点から同市道を西に進み、久喜市菖蒲町台と久喜市江面の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、主要地方道春日部・菖蒲線との交点に至り、同地点から同境界を南東に進み、久喜市道菖蒲千六百六十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲千六百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲一三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、一級河川星川との交点に至り、同地点から同河川に沿って西に進み、一般国道百二十二号との交点に至り、同地点から一級河川星川に沿って北西に進み、久喜市と南埼玉郡白岡町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千六百七十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市と南埼玉郡白岡町との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲千六百八十号線の接点に至り、同地点から同境界を南西に進み、久喜市道千七百二十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲千七百四十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲千七百四十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲十一号線との交点に至り、同地点を直進し、久喜市道菖蒲千七百五十九号線を北西に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との接続点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲千七百二十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千七百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、主要地方道さいたま・菖蒲線との交点に至り、同地点から同地方道を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域。（面積五百七十五・〇ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百四十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

有間ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

昭和六十一年埼玉県告示第千五百六十号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器



# 告示

埼玉県告示第千二百四十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

国神特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百九十四号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告 示

埼玉県告示第千二百四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

上里町烏山・神流川特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百八十九号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百四十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

金勝山特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

平成五年埼玉県告示第千四百七十六号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

金仙寺特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百九十二号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

太田特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百九十三号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

秩父ミューズパーク特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

平成三年埼玉県告示第千四百九十号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

羽生水郷公園特定猟具使用禁止区域（銃）

## 二 区域

平成二十三年埼玉県告示第千六百二十三号で告示した区域

## 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

## 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

# 告示

埼玉県告示第千二百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

三ツ又沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十三年埼玉県告示第千六百二十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器



# 告示

埼玉県告示第千二百五十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

荒川指定猟法禁止区域

## 二 区域

深谷市田中字西台地内において、秩父鉄道と深谷市道川A 二百十九号線との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って南に進み、一般国道百四十号との接点に至り、同地点から同国道に沿って西に進み、主要地方道深谷嵐山線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、一級河川荒川右岸河川境界との交点に至り、同地点から同右岸河川境界に沿って南西に進み、深谷市と大里郡寄居町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、寄居町道二千十六号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千八十一号線の延長線に至り、同地点から南に進み、寄居町道四千八十二号線との交点を経て、同地点から寄居町道四千八十一号線に沿って南に進み、寄居町道四千八十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道百十八号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千二十五号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、寄居町道四千五百六号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、東武鉄道東上線との交点に至り、同地点から同鉄道に沿って西に進み、一級河川塩沢川との交点に至り、同地点から同川に沿って北に進み、一級河川荒川右岸との合流点に至り、同地点から一級河川塩沢川の延長線に沿って北東に進み、深谷市と大里郡寄居町の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、深谷市道花幹九号線の終点からの延長線との接点に至り、同地点から同延長線に沿って北に進み、深谷市道花幹九号線の終点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、深谷市道花支二 三百五十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支二 三百五十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支二 三百五十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、深谷市道花幹六十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一級河川荒川左岸管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って東に進み、深谷市道花支三 四百六十号線の終点との接点

に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三 四百六十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左岸河川境界に沿って北西に進み、深谷市道花支三 二百六十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、深谷市道花支三 二百六十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三 二百五十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三 三百七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、深谷市道花支三 三百七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、一級河川荒川左岸河川境界との接点に至り、同地点から同左岸河川境界に沿って東に進み、大里郡花園町(旧)と同郡川本町(旧)の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、秩父鉄道との交点に至り、同地点から秩父鉄道に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、熊谷市久下地内において、一般県道青山熊谷線(新)と一級河川荒川左岸の河川境界付近に設置されている堤防表法先との交点を起点とし、同地点から同表法先に沿って南東に進み、熊谷市と鴻巣市の境界との交点に至り、同地点から熊谷市と鴻巣市の境界と一級河川荒川左岸河川境界と同河川左岸堤防上の管理用道路との交点を結ぶ線を北東に進み、同交点に至り、同地点から一級河川荒川左岸堤防上の管理用道路に沿って南に進み、鴻巣市道吹千九十二号線の終点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み鴻巣市道吹千十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、鴻巣市道吹千八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市道吹千二十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道吹千三十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、鴻巣市道吹千三十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道の終点に至り、同地点から南に延長した直線に沿って進み、鴻巣市と比企郡吉見町の境界との交点に至り、同地点から鴻巣市と比企郡吉見町との境界に沿って西に進み、鴻巣市と比企郡吉見町と熊谷市との境界と熊谷市道大里九百九十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里九号線との接点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北西に進み、熊谷市道大里千一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里七百一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、熊谷市道大里六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、一

般県道胄山熊谷線（旧）との接点に至り、同地点から同県道に沿って北西のち北に進み、熊谷市（旧）と大里郡大里町（旧）との境界付近に位置する一級河川荒川右岸堤外管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って南東に進み、一般県道胄山熊谷線（新）との交点に至り、同地点から同県道に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、北足立郡吹上町（旧）と鴻巣市（旧）と比企郡吉見町との境界を起点として、同地点から鴻巣市と比企郡吉見町との境界に沿って北西に進み、荒川と鴻巣市道吹千五十五号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路を北東に進み、鴻巣市道吹千五十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、鴻巣市道吹千五十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、同市道と鴻巣市道吹千九十三号線を結ぶ管理用道路との交点に至り、同地点から同管理用道路に沿って北東に進み、鴻巣市道吹千九十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北足立郡吹上町（旧）と鴻巣市（旧）との境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、比企郡川島町大字山ヶ谷戸地内における主要地方道川越栗橋線と一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北西に進み、川島町道二千三百七十七号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、同町道を北東に延長した直線と比企郡川島町と比企郡吉見町との境界との交点に至り、同境界に沿って東に進み、一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から比企東部特定猟具使用禁止区域（銃）に沿って北のち北西に進み、一般県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線に隣接した一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点に至り、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北西に進み、主要地方道東松山鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北東に進み、松山鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北東に進み、北荒川緑地公園特定猟具使用禁止区域（銃）との交点に至り、同地点から同特定猟具使用禁止区域（銃）に沿って東のち北東のち北のち北東に進み、比企郡吉見町と鴻巣市との境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、主要地方道東松山鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って北東に進み、比企郡吉見町と鴻巣市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣市道D百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D百二十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D百十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道D百十二号線

との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、鴻巣市と北本市との境界と北本市道五千十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市道五千四号線との交点に至り、同地点から荒川に向かう管理用道路に沿って南に進み、北本市と比企郡吉見町との境界に至り、同地点から同境界に沿って南に進み、一級河川荒川右岸堤防との交点に至り、同地点から同右岸堤防に沿って南に進み、北本市と比企郡川島町との境界と北本市道四千百三十四号線を西へ延長した直線との交点に至り、同地点から同延長線に沿って東に進み、北本市道四千百三十四号線に入り、同地点から同市道に沿って東に進み、北本市道百二十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、北本市と桶川市との境界と桶川市道六十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、主要地方道さいたま鴻巣線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って南に進み、主要地方道川越栗橋線との交点に至り、同地点から同地方道に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、比企郡川島町大字出丸中郷地内における川島町道五千六百七十三号線と一級河川荒川右岸堤防堤内法下との交点を起点とし、同地点から同右岸堤防堤内法下に沿って北に進み、川島町道十二号線との交点に至り、同地点から同町道に沿って北東に進み、桶川市と川島町の境界と桶川市道十八号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、一級河川荒川河道に至り、同地点から同河道に沿って南に進み、川島町道五千六百七十三号線を東へ延長した直線との交点に至り、同地点から同延長線に沿って西に進み、川島町道五千六百七十三号線に入り、同町道に沿って西に進み、起点に至る線で囲まれた区域（二千十九・五ヘクタール）

### 三 存続期間

平成二十三年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る指定猟法

鉛散弾を使用する猟法

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷駅東口地区第一種市街地再開発事業施設

埼玉県越谷市弥生町六百六十八番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

東武鉄道株式会社 取締役社長 根津嘉澄

東京都墨田区押上一丁目一番二号

森田朝治

埼玉県越谷市弥生町十三番五号

小幡美喜子

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目九番一号

濱野順之助

東京都千代田区永田町二丁目九番八―五百一号

澁谷輝子

埼玉県越谷市東越谷二丁目四番地五

呉仁皓

埼玉県越谷市赤山町一丁目百三十三番地一

高藤百合子

埼玉県越谷市弥生町十二番二十六号

高藤弥

埼玉県越谷市弥生町十二番二十六号

小野寺茂夫

埼玉県越谷市中町十番三号

都築アイ

東京都世田谷区南烏山二丁目七番十一―二百一号

都築康子

東京都世田谷区南烏山二丁目七番十一―二百一  
号  
都築邦子

東京都世田谷区南烏山二丁目七番十一―二百一  
号

公共シー・オール・イー株式会社 代表取締役 山下修平

東京都中央区京橋二丁目四番十二号

有限会社花田や製菓 代表取締役 藤田路子

埼玉県越谷市弥生町九番三十三号

荻野登喜子

埼玉県越谷市赤山町三丁目七十三番地一

荻野一郎

埼玉県越谷市赤山町三丁目七十三番地一

鈴木健治

埼玉県越谷市東越谷六丁目二百八番地

鈴木良之

埼玉県越谷市東越谷六丁目二百八番地

関口元正

神奈川県横浜市金沢区富岡東三丁目八番二十号

大野光政

埼玉県越谷市宮本町一丁目一番地

小澤昇治

埼玉県越谷市弥生町九番七号

黒田浩

埼玉県越谷市弥生町九番六号

鄭恭進

埼玉県越谷市弥生町九番十号

高野富美

埼玉県越谷市赤山町一丁目四番地

株式会社サンミ 代表取締役 桐明治幸

東京都江戸川区西小岩一丁目二十七番二十二号

海野ビル株式会社 代表取締役 会田圭

東京都中央区銀座六丁目六番一号

株式会社丸愛 代表取締役 丹下浩延

東京都足立区千住中居町九番二号

井坂亜規子

埼玉県越谷市弥生町九番二十号

浜野産業株式会社 代表取締役 浜野順之助

東京都千代田区永田町二丁目九番八号

セコムホームライフ株式会社 代表取締役 伊東孝之

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目十九番十二号

株式会社丸愛 代表取締役 丹下浩延

東京都足立区千住中居町九番二号

越谷駅東口市街地再開発組合 理事長 高藤弥

埼玉県越谷市弥生町十一番五号

福井隆夫

東京都港区白金一丁目十七番一号―二千二百八号

福井明子

東京都港区白金一丁目十七番一号―二千二百八号

大野善典

東京都足立区保木間五丁目三十七番十六号

大野恭子

東京都足立区保木間五丁目三十七番十六号

横田信子

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目二番四十一号

横田典男

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目二番四十一号

横川良子

埼玉県越谷市蒲生寿町二番十号ヴィルヌーヴ南越谷A―六百十七

山崎廣子

埼玉県越谷市弥生町七番二十一号

田園住宅サービス株式会社 代表取締役 小川幸治

埼玉県越谷市越ヶ谷二丁目一番一号

有限会社よこた 代表取締役 横田信子

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目二番四十一号

越谷市長 高橋努

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年七月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

七千九百四十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五六五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一九一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四九立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前〇時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前〇時から翌午前〇時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十三年十月十三日

二 縦覧期間

平成二十三年十月二十五日から平成二十四年二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間



平成二十三年十月二十五日から平成二十四年二月二十七日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
備前渠用水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次の  
とおり届出があった。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	原 口 信	埼玉県熊谷市飯塚三百九十二番地

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、  
次の土地改良区の解散を平成二十三年十月二十日認可した。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名 称

庄内古川恵水路土地改良区

## 二 事務所所在地

北葛飾郡杉戸町

# 告 示

埼玉県告示第千二百五十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 二 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県富士見市大字針ヶ谷字南通五百十四番地一 外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千二百九十五・三八立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第千二百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立川の博物館アドベンチャーシアター展示改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課文化財活用・博物館担当 埼玉県  
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成23年8月30日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社乃村工藝社 東京都港区台場2丁目3番4号

5 落札金額

109,095,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年7月19日

# 告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
カーロケータシステム指令台装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年8月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日通商事株式会社 東京都中央区築地5丁目6番10号
- 5 落札金額  
121,999,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年7月5日



# 告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市大字袋字東谷一七五〇番地 先から同市大字袋字中一八一一番 三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年十月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>独立行政法人水資源機構 が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>	<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	上中森鴻巣線
区 間	<p>行田市長野三丁目四番 地先から</p> <p>同市長野三丁目一八番 地先まで</p>
供用開始の期日	平成二十三年十月二十六日
備 考	<p>平成二十三年七月一日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 二十五号で告示した区域の供用 開始である。</p> <p>延長三四九・二〇メートル （独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂回 道路）</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	上中森鴻巣線
区間	行田市大字堤根字代官田 通一一七六番地先から 同市大字堤根字代官田通 一一八二番地先まで
供用開始の期日	平成二十三年十月二十五日
備考	平成二十三年九月六日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 三十四号で告示した区域の供用 開始である。 延長七七・八九メートル （独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂回 道路）

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

十二号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指 定 道 路 の 種 類
平成二十三年十月 十四日	指 定 の 年 月 日
埼玉県飯能市岩沢六百十九ノ丁六百一ノ十一 埼玉県飯能市岩沢六百六ノ丁六百六ノ二十三	指 定 道 路 の 位 置
二十八・〇〇メートル 八・〇〇メートル	指 定 道 路 の 延 長 (単位メートル)
十一・〇〇メートル 六・〇〇メートル	指 定 道 路 の 幅 員 (単位メートル)



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

十四号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指 定 道 路 の 種 類
平成二十三年十月 十四日	指 定 の 年 月 日
埼玉県飯能市岩沢四百二十八ノ九、四百二十九ノ五 埼玉県飯能市岩沢四百二十九ノ一	指 定 道 路 の 位 置
七十八・〇〇メートル 二十四・〇〇メートル	指 定 道 路 の 延 長 (単位メートル)
九・〇〇メートル 四・〇〇メートル	指 定 道 路 の 幅 員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年十月十一日

指令川建セ第二三〇〇〇二一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十月二十日

川建セ第二三〇〇六一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高谷字関下三八七番三の一部

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字高谷三八四番地二

岡部 透

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

### 一 許可番号

平成二十三年十月十八日

指令越建セ第二二〇〇八一号

### 二 検査済証番号

平成二十三年十月十九日

越建セ第二六五―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字十八丁二千八百五番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代二―六―三四テラスハウス岩崎一〇三

鈴木 遼太

# 告 示

埼玉県公営企業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

1 購入等物件及び数量

- (1) 水道用ポリ塩化アルミニウム 9,196 トン
- (2) 水道用液体塩素 909 トン
- (3) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,111 トン

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

3 契約期間

1の購入等物件について

平成23年10月1日から平成24年3月31日まで

4 納入場所

1の購入等物件について

- (1)アイウエオ
- (2)アイウ
- (3)エオ

納入場所ア～オは以下のとおり

- ア 埼玉県大久保浄水場
- イ 埼玉県庄和浄水場
- ウ 埼玉県行田浄水場
- エ 埼玉県新三郷浄水場
- オ 埼玉県吉見浄水場

5 落札者を決定した日

平成23年9月21日

6 落札者の氏名及び住所

1の購入等物件について

- (1) 川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- (2) フジオックス株式会社 越谷営業所  
埼玉県越谷市蒲生西2丁目12番5号
- (3) 川口薬品化学株式会社  
埼玉県川口市川口5丁目12番34号

7 落札金額

1の購入等物件について

- (1) 1トン当たり 19,320円
- (2) 1トン当たり 70,350円
- (3) 1トン当たり 52,500円

8 落札者を決定した手続

一般競争入札

9 入札の公告を行った日  
平成23年8月5日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第四十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年十月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十三年十月三十一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ その他